

# 令和7年度事業計画

令和7年度事業の実施にあたり「食品の安全確保のために食品衛生法の趣旨にのっとり、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、食品の品質その他の食品衛生の向上を図り、もって消費者の健康の保護を図ることを目的とする。」との協会の設立目的に沿って、以下の方針の下で事業を推進する。

大きく改正された食品衛生法の改正主旨である、すべての食品等事業者におけるHACCPに沿った衛生管理の普及を推進するとともに営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設に対応する取り組み等について、国、県、日本食品衛生協会と連携しながら積極的に推進役を担っていく。特にHACCPに沿った衛生管理の普及においては、実践と定着から振り返りによるPDCAサイクルの確立までを視野に入れ取り組んでいく。

1. 食品衛生協会の、より一層の公益性の向上を図るとともに、県民に対して食に関する広い情報を積極的に提供し、食の安心・安全の確保に寄与する。
2. HACCPに沿った衛生管理の定着と振り返りを推進する。
3. 営業許可制度の見直し、届出制度の創設に対応した取り組みを進める。
4. 大分県食品衛生協会の体制及び事業について将来構想を踏まえた検討を実施する。
5. 法及び条例に基づく行政施策、並びに公益社団法人日本食品衛生協会の事業方針に協力する。
6. 自主管理体制の確立を図り、食中毒防止に努める。
7. 各種共済事業等を推進し、経営安定と消費者保護に努める。

## I 組織強化に関する事業

大分県食品衛生協会の活動を推進するため、組織強化に取り組み、次の事業を実施する。

1. 一般社団法人大分県食品衛生協会理事会による将来構想の検討及びワーキンググループによる検討

会員数の減少、少子高齢化に伴う施設数の減少等協会を取り巻く状況は厳しい状況にある。また、食品衛生法等が大きく改正され、HACCPの制度化、許可制度の見直し、営業届出制度の創設等が行われた。

許可期限の延長に伴い、令和8年度は更新対象者がほぼない状態となり、また、営業許可届出の電子申請、手数料の令和6年度中キャッシュレス化の導入にともない会員との接点の確保等が喫緊の課題となっていた。

このような大きな変革に対応し、長期的視野に立ち、安定的健全な運営を進めるために、これまで組織改革会議や理事会、会長会議の場において、組織のあり方、諸事業の見直し等の定義の検討を進めてきた。

令和8年度の問題については、基金からの充当により、会費収入減少への対応は図れ、キャッシュレス化については、キャッシュレス徴収業務を受託することで、手数料の確保と、申請者との接点の確保ができた。

今後、電子申請等の動きに合わせ、食品衛生協会について、抜本的な見直しが必要なことから、県、大分市との協議の場を、県レベル、各支部レベルに設け、協会の役割、行政との連携、指導員活動について協議を行い、別途若手によるワーキンググループによる検討も進め、令和8年度以降運営が厳しくなる状況に対する具体的な取組につなげていくこととしたい。

## 2. 一般社団法人大分県食品衛生協会の広報強化及び情報提供

協会の運営は、会員によって成り立っているが、会員の減少が大きな問題となっており、食品衛生協会について、県民や事業者に知られていないのが現状である。

そこで、食品衛生協会を知ってもらうために、会員や県民にタイムリーに適切な情報提供を行い、活動が見えるようにする必要があることから、食品衛生協会のホームページを活用した積極的な情報提供を進める。

大分県と連携して整備した各支部のネットワーク環境を活用し、迅速な情報提供、特に各支部の講習会開催状況等の情報提供を行う。

## 3. 会員加入強化・会員サービスの向上

会員の加入を促進するためには、食品の営業許可申請時に営業者に対し、わかりやすく協会のメリット等の説明を行い、勧誘することが重要である。

リーフレットを活用した賠償責任保険の加入を中心に会員の勧誘に努めるとともに、ホームページを活用し情報等の提供を行う。

食品衛生法の改正に伴うHACCPに沿った衛生管理の普及、許可制度の変更に伴う周知、届出対象施設に対する指導を通じて会員の勧誘に努める。

また引き続き、県下全域における年間を通じた座学方式による食品衛生責任者養成講習会に加え、オンライン方式でのeラーニングを積極的に実施し、事業者にとって受講しやすい講習会とし会員サービスの向上に努める。

## 4. 食品衛生指導員活動の充実と強化

食品衛生指導員活動は、協会活動の根幹であることから、各支部において、適宜、行政等から講師を招き、専門的、技術的研修を実施する。

本年度は、食品衛生法改正に伴いHACCPに沿った衛生管理の普及をさらに推進するため、食品衛生指導員の役割はますます重要となる。そのため、県・市と連携し、支部に置ける食品衛生指導員研修を活用し、HACCPに沿った衛生管理の理解の醸成を行い、飲食店事業者等に対し食品衛生法改正の内容、特に、HACCP、許可制度の改正、届出制度の創設等の普及推進、HACCPの定着と振り返りを図る。

食品衛生指導員の育成のため、小規模での養成講習会を開催し積極的に食品衛生指導員の確保に努める。

指導員活動に対する経費として、大分県からの食品衛生指導業務委託金及び日本食

品衛生協会からの補助金を充当する。

## 5. 一般消費者への協会活動の周知

「食品衛生月間」等を活用し、各支部において、会員、行政担当者により、一般消費者へ食品衛生に係る啓発活動を行うとともに、食品衛生協会活動の周知を図る。

「食中毒予防対策事業助成制度」を活用し、行政と連携しながら、食中毒予防啓発特に手洗い教室等を実施し、食品衛生の基本である手洗いの普及啓発と食品衛生協会活動の周知に努める。

## 6. 行政機関との連携強化と委託事業等の受託要請

行政と連携しながら、協会の事業運営、食品衛生指導員の育成及び活動を推進する。

特に、食品衛生法の内容等の情報を適切に事業者へ伝え、H A C C P に沿った衛生管理の定着と振り返りを促進するため、保健所と連携し対象事業者への普及啓発に努める。

引き続き、食品衛生協会の活動は、食の安心・安全を確保する活動であることから、行政に対し必要な委託事業を継続して確保できるよう要請する。

## 7. 食品衛生功労者等の顕彰

(公社)日本食品衛生協会及び厚生労働省の規程に基づく食品衛生功労者及び食品衛生優良施設の顕彰について関係者の授与に向けて努力する。

なお、国の事業である叙勲、褒賞についても県の指導、助言を受け対応する。

- 1) 食品衛生全国大会における厚生労働大臣及び(公社)日本食品衛生協会会长表彰
- 2) 第66回九州ブロック大会における厚生労働省健康・生活衛生局長表彰

## 8. 第41回大分県食品衛生大会の開催

食の安全確保に向け、食品衛生思想の普及向上及び各支部の連係強化を図るために  
11月27日(木)大分市ホルトホールにて開催する。

大会において、大分県及び大分県食品衛生協会の表彰規定に基づき、食品衛生功労者大分県知事感謝状、食品衛生功労者、食品衛生優良施設及び食品衛生指導員(一社)大分県食品衛生協会会长表彰を行う。

## 9. 事務局体制の強化

適宜、理事会、常務理事会を開催し、食品衛生協会の事業を推進する。

また、年2回各支部の書記を対象とした書記会議を開催し、食品衛生や関係事業等の伝達研修を行い、体制強化並びに齟齬のない執行体制を構築する。

## Ⅱ 自主管理体制に関する事業

食品等事業者の自主的な衛生管理を推進し、公衆衛生の向上及び県民の健康増進に寄与するため、次の事業を実施する。

### 1. (公社) 日本食品衛生協会からの補助金による事業

#### 1) 食品衛生指導員養成等研修事業

食品衛生指導員活動を効率的、効果的に展開するための研修会を実施する。

#### 2) 食品衛生指導相談事業

##### ① 巡回指導における重点指導項目と基本方針

###### 重点指導項目

『HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り  
～食の安心・安全・五つ星でバッチャリ～』

(HACCPの考え方を取り入れた衛生管理については6年連続の実施)

##### ② 巡回指導に係る強化月間及び巡回指導目標

食品衛生月間(8月)に1人あたり20施設を目標に巡回指導を実施する。年間の目標を40施設とする。

##### ③ 新規営業施設の現地指導

新規営業者が営業許可申請を行うにあたって、施設及びHACCPの考え方に基づく衛生管理の事前指導を実施する。

### 2. HACCPの実践と定着と振り返りの推進と食の安心・安全・五つ星事業の取り組み

令和3年6月から改正食品衛生法に基づき、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加えHACCPに沿った衛生管理が義務化され、その衛生管理計画の定着と検証のための振り返りが必要となった。営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設等が施行された。

日本食品衛生協会の「HACCPの考え方に基づく衛生管理のための手引書（小規模一般飲食店向け）」を基本に、保健所の指導・協力を得ながら、小規模一般飲食店事業者を対象に、HACCPに沿った衛生管理の実践と振り返りに努める。

小規模一般飲食店事業者以外の事業者に対しても、各種団体が作成した手引書を基に作成した大分県食品衛生協会ホームページにあるネットを利用した衛生管理計画作成ツールを活用しHACCPに沿った衛生管理の実践と振り返りに努める。

「食の安心・安全・五つ星事業」についても、HACCPに沿った衛生管理に取り組む事業者の見える化につながることから、保健所と連携し五つ星獲得事業者の積極的な取り組みを進める。

### 3. 食品衛生責任者の養成及び実務講習会

食品等営業者のHACCPに沿った衛生管理のため施設の衛生管理計画の策定やその運用等法において、中心的役割を担う食品衛生責任者の役割は重要であることから食品

衛生法施行規則に「食品衛生責任者を定めておくこと」「食品衛生責任者の定期的な実務講習会の受講につとめること」が規定された。このため、大分県食品衛生責任者制度運営要領及び大分市食品衛生責任者制度運営要領に基づき指定を受けている食品衛生協会として、大分県食品衛生協会食品衛生責任者養成講習会実施要領に基づき、受講者の利便性と確実な受講を進めるため、県や大分市と連携しながら、年間を通じた座学による講習会及びオンライン方式の e ラーニングを併用し実施する。

#### 4. 食品衛生推進員活動

食品衛生推進員については、食品衛生法に根拠を置く制度で、県の定める大分県食品衛生推進員設置要綱に基づき、食品衛生指導員養成講習会修了者のうち、食品衛生推進員養成講習会を修了し、さらに、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と見識を有する者等の中から、(一社)大分県食品衛生協会長が推薦した者を、大分県知事が委嘱するもので、平成 20 年 6 月にスタートした。

食品衛生推進員活動は、食品衛生の向上に関する自主的な活動を食品衛生協会会員に止まらず、食品を取り扱う者全体を対象に、食中毒の発生を防止するとともに、地域における食品衛生の向上を図ることとしている。今後、県と市と、H A C C P の制度化に向けた体制整備を国や県の動きを踏まえながら進め、食品衛生指導員活動と連携を図る中で本年度も引き続きこの活動を進める。

### III 共済に関する事業

(公社)日本食品衛生協会のあんしんフード君及び食品営業賠償共済や、(一社)大分県食品衛生協会の食中毒見舞費用保険をはじめとする各種共済事業の推進は、消費者保護と会員の経営安定、会員の相互扶助に寄与し、食品衛生協会の運営基盤の強化にも資する重要な事業である。特に、I.1. で上述したとおり、キャッシュレス化の導入等により各支部協会との接触機会が希薄となることによる会員減少という課題が懸念される中で、会員への大きなメリットとなる本共済事業をセールスポイントとして積極的に活動していくこととする。

また、見舞金共済の掛金についても口座振替とすべく検討を進めたが、口座振替前に会員であることの確認、継続の意思確認など実務を担当する書記に大きな負担がかかること、郵便料金の改定で経費的に赤字となることから、導入はいったん中止し、今後の検討課題とする。

#### 1. 令和7年度各種共済契約目標

支部名	あんしんフード君	火災共済	見舞金共済
大分市	539	137	2,000,000
別府	355	90	1,320,000
中津	224	57	830,000
日田	183	46	680,000
佐伯	214	54	790,000
豊後高田	107	27	400,000
国東	94	24	350,000
速見	133	34	490,000
臼杵	127	32	470,000
津久見市	55	13	210,000
豊後大野	104	26	390,000
竹田	109	28	400,000
玖珠郡	131	33	490,000
宇佐	153	39	570,000
由布	165	42	610,000
計	2,693	682	10,000,000

#### 2. 共済部会の開催

共済事業のより一層の推進を図るため、(公社)日本食品衛生協会及び共済受託会社の協力を得て、各支部共済部長、書記等の合同研修会を開催し、Web受付システムの理解と共済知識の研鑽に努め、円滑な運用と目標達成に取り組む。

#### 3. 支部パソコンの更新整備

Web受付システムが導入され、パソコンへの負担が増すこと、Windows10のサポートが終了することから、全支部のパソコン1台を更新する。

## IV 県業務委託等に関する事業

大分県から受託を予定している次の事業について確実に実施する。

### 1. 食品衛生指導業務及び食品営業許可等事務補助業務（継続）

法改正による HACCP 義務化や営業許可、届出の電子申請化に伴い、HACCP の完全実施に向けて、食品衛生指導員が巡回指導の際に HACCP 実施状況を確認し必要に応じ指導すること及び営業許可、届出の書類の電子化による管理を進めるため、書記による、営業許可申請及び届出の添付資料を PDF 化する事務補助を実施。

### 2. 食品適正表示理解促進事業（継続：講習会内容について変更）

食品を取り扱う事業者が食品の表示を理解し、特にアレルギーに対する理解を深め適正な表示が行えるように事業者向け基礎講習会の実施。

消費者等に対し、食品表示について関心を持ってもらい、表示の内容についての理解を深めるための講習会の実施。

### 3. 食の安全・安心推進事業業務（旧HACCPフォローアップ事業組替新規）

#### （1）食品関連事業者への HACCP 導入支援・衛生管理計画作成講習会等の開催（継続）

食品関連事業者を対象とし、県の指示により、受講者への案内文書の発送、資料の発送、講習会会場の確保及び会場設営、受付及び受講者の把握を行うこと。保健所において講師の確保が困難な場合は、県と協議したうえで講師を確保し、講習の円滑な運営をすること。

また、新規導入者への導入支援を行うため、Web HACCP の衛生管理計画作成ツールの維持管理・修正や相談対応等を行い、ネット上の円滑な運営管理が行う。また、必要に応じ HP 等を活用し修正内容について事業者へ周知すること。

#### （2）消費者と食品関連事業者の相互理解促進を目的とした施設見学（新）

消費者自らが食に関する正しい知識をもち、日常の食に関する安心につなげることを目的とし、県食品衛生協会は別に定める要領に従い、県内に在住する消費者が HACCP による衛生管理に取り組む食品関連事業者の施設見学等の調整管理を行う。

#### （3）HACCP 等の情報発信（継続）

ホームページを活用し法改正の内容、セミナー等の講習会の案内、届出事業への情報提供等の情報発信を行う担当者を確保し、円滑な情報発信を行うとともに、県食品衛生協会の持つ支部とインターネットを活用した迅速な情報提供及び支部からの情報発信を行う。

### 4. 受動喫煙防止対策環境整備事業委託業務（継続）

受動喫煙防止について、飲食店営業者への普及啓発と営業施設の新規、廃業に伴う受動喫煙防止対策環境実態調査管理台帳の更新を行う。

### 5. 食品営業許可申請手数料キャッシュレス決済事務（継続）

営業許可の申請に関し、キャッシュレス決済を希望する事業者に対し、端末を用いてその事務を行い、その件数を県に報告する業務を行う。

## V ふぐ処理者登録講習に関する事業

ふぐを処理する者は、「大分県食の安全・安心推進条例」に基づき、知事の指定した講習会を受講し、県に登録する必要がある。また、5年毎に知事の指定した講習会を受講し更新する。

食品衛生法の改正により、管理運営基準にふぐの取扱いが規定され、講習会のカリキュラムも全国統一となった。

大分県食品衛生協会は、この講習会について法改正の内容を踏まえて、魚種鑑別を加え、知事の指定を受け、本年度も新規登録講習会を9月3日に大分市で実施し、更新については、10月7日、10月22日大分市において更新登録講習会を実施する。

## 令和7年度月別行事予定一覧

月	行 事 名	場 所
5	令和6年度会計監査(5.20)	大分市
	第1回理事会（決算及び総会の開催）(5.27)	大分市
6	日本食品衛生協会通常総会(6.20)	東京都
	定時総会 第2回理事会(役員改選)(6.24)	大分市
7	日本食品衛生協会 九州ブロック連絡協議会(7.3)	福岡市
	日本食品衛生協会 九州ブロック大会(7.3)	福岡市
	第1回 書記会議	大分市
	食品衛生指導員部会長会議	大分市
	共済事業推進担当者会議	大分市
8	日本食品衛生協会 食品衛生指導員研修会(8.26～8.27)	大阪市
	◎食品衛生月間	県 下
	◎食品営業賠償共済推進強化月間	
9	ふぐ処理者講習会(新規)(9.3)	大分市
	調理師試験準備講習会(県下2会場)(9.10・11 9.16・17)	別府市・大分市
	食品適正表示講習会事業者向け基礎講習会(未定)	大分市
	◎食中毒見舞費用保険加入促進強化期間(9.1～11.30)	
10	第3回理事会	大分市
	ふぐ処理者講習会(更新) (10.7 10.22)	大分市
	日本食品衛生協会理事会・支部長会議(10.15)	東京都
	食品衛生指導員全国大会(10.15)	東京都
	食品衛生全国大会(10.16)	東京都
11	食品適正表示消費者向け講習会(未定)	未定
	大分県食品衛生大会(11.27)	大分市
12	第4回理事会	大分市
	◎年末食品衛生指導月間	県 下
1		
2		
3	第5回理事会(令和8年度予算及び事業計画)	大分市
	第2回 書記会議	大分市
	日本食品衛生協会及び共済組合予算理事会・全国支部長会議	東京都